## 身体拘束適正化のための指針

合資会社ハートフルライフ 代表 大塚 隆一

放課後等デイサービス事業所 ハートピアラ ハートピアラ下溝 生活介護事業所 アッサンクラーシュ麺 アッサンクラーシュ類柄 居宅介護事業所 ハートピアラ 共同生活援助事業所 グラシア下溝

1. 当法人の各事業所における身体拘束の適正化に関する基本的な考え方

利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの他害行為がある時や自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの自傷行為がある時には、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりするなどの行動制限をすることがある。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされている。このような行動制限が日常化してしまうことは、更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険がある。

当法人では、利用契約時に保護者・代理人に対して、緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する説明を行い、同意を得ている。ただし、身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束する場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。また判断にあたっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、法人全体で取り組む必要がある。そして、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めることとする。

## 【身体拘束とは】

身体拘束の具体的な内容としては、次のような行為が該当する。

- 車いすやベッド等に縛り付ける。
- 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

など

## 【緊急やむを得ず身体拘束を行うときの留意点】

やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはいけない。さらに、やむを得ず身体拘束 等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由その他必要な事項を記録すること。緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみ では十分に対応できないような、一時的な事態に限定される。当然のことながら、安易に 緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められ る。なお、次の3要件に全て当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行 うこと。

## 【やむを得ず身体拘束を行う3要件】

(1) 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる 可能性が著しく高いこと

切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える 悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の 生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

(2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

- (3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること
  - 一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。
- 2. 身体拘束適正化検討委員会の組織に関する事項
  - (1) 当法人では、身体拘束の適正化に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。
  - (2) 「身体拘束適正化検討委員会」は、「虐待防止委員会」と一体的に開催する。
  - (3) 本委員会の構成員、役割分担については、次の通りとする。

委員長	建部	侯季
副委員長	池田	和久
委員(通所系サービス虐待防止・身体拘束適正化推進担当者)	阿部	遊
委員(入居系サービス虐待防止・身体拘束適正化推進担当者)	中村	基文
委員(訪問系サービス虐待防止・身体拘束適正化推進担当者)	田中	珠美
委員(虐待防止・身体拘束適正化推進担当参事)	高橋	多智子【看護師】

- (4) 定例委員会は、1年に1回(5月) 開催する。
- (5) 定例委員会の議題は、委員長が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。
  - ① 提供するサービスの点検及び虐待に繋がりかねない不適切な支援の改善によるサービスの質を高めるための取り組みに関すること
  - ② 職員が一体となって、権利擁護や身体拘束の適正化への意識の醸成と、障害に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること
  - ③ 身体拘束の適正化のための指針、マニュアルの整備に関すること
  - ④ 各事業所での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
  - ⑤ 身体拘束を実施した場合の解除についての検討
  - ⑥ 身体拘束廃止に関する職員への指導に関すること
- (6) 身体拘束の事案が発生した際には、委員会を開催し、発生原因や結果等を検証し、当該 事例の適切な対応策について協議する。

3. 身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、身体拘束の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、利用者の 人権を尊重した質の高いサービス提供の推進について啓発することを目的とした研修を行い ます。

- (1) 全職員に対する年1回の研修の実施
- (2) 新任者に対する採用時研修の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施
- ※研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、5年間保存する。
- 4. 緊急やむを得ない身体拘束事案の発生時における対応に関する基本方針
  - (1) 当該職員は、速やかに管理者に口頭で報告する。
  - (2) 管理者は、事実確認を行い、別紙「身体拘束に関する報告書」を作成する。
  - (3) 管理者は、作成した「身体拘束に関する報告書」をもとに、委員会の委員長、副委員長および委員(各サービス虐待防止担当者)へ報告を行う。
  - (4) 委員長または副委員長は、委員会を開催し、発生要因や結果等を取りまとめ、当該事 例の適正性と適正化策について検討する。
  - (5) 保護者・代理人に対し、身体拘束の内容、身体拘束に至った要因、身体拘束後の利用 者の様子、本事案の適正性等を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。
  - (6) 従業者への当該事例および分析結果の周知徹底を図る。
  - (7) 後の委員会において、適正化策を講じた後の効果についての検証を行う。
- 5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 利用者や保護者・代理人等は、いつでも本指針を閲覧することができる。各事業所内に掲示 している他、当法人のホームページにも掲載する。
- 6. その他、身体拘束適正化の推進のために必要な基本方針 各事業所での職員研修の他、外部機関により提供される研修等に積極的に参画し、利用者 の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。
- 7. 附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する。